

# 京都府国民保護計画（素案）の概要について

## 1 計画策定の背景

- 平成15年6月 我が国に対する外部からの武力攻撃に対処するための基本的事項を定めた「武力攻撃事態対処法」成立
- 平成16年6月 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定めた「国民保護法」成立
- 平成17年3月 国は、国民保護計画等を作成する際の基準となる事項等を定めた「基本指針」を閣議決定、また、計画作成の参考として「都道府県国民保護モデル計画」を提示
- 平成17年度中 国（各省庁）及び都道府県の国民保護計画並びに指定公共機関の国民保護業務計画の作成
- 平成18年度中 市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画の作成

## 2 計画策定の基本的考え方

### 計画策定の目的、府の責務

世界の恒久平和の実現は京都府民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要である。

府は、府民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、府民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重しながら、府民の協力を得つつ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

< 計画（素案） 第1編第1章から抜粋 >

### 基本的な留意事項

「国民の権利利益の迅速な救済」「府民に対する情報提供」「関係機関相互の

連携協力」「府民の協力」「指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重」「高齢者、障害者等への配慮」「国際人道法の的確な実施」「国民保護措置に従事する者等の安全の確保」に加え、「外国人への国民保護措置の適用」「観光旅行者等への国民保護措置の適用」を明記

府国民保護計画は、国民保護法や基本指針に基づき、都道府県モデル計画をベースに策定

なお、国民保護計画に定めのない事項については、府地域防災計画等で対応

京都府の地理的・社会的特性や国際観光都市を抱え、世界遺産をはじめ多数の文化財を有する特性等を踏まえて策定

### 3 計画の構成

使いやすさ、分かりやすさに留意し、5編により構成、併せて、関係機関等への連絡先や統計資料等を掲載した資料編及び事務の詳細な手順を定めたマニュアルを作成

( P 4 京都府国民保護計画(素案)の構成 参照 )

### 4 特 徴

#### ( 1 ) 様々な事態から府民の安心・安全を確保

##### 総合的な危機管理機能の強化 ~ 安心・安全の京都の実現 ~

武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定前における初動体制として、武力攻撃(テロ含む)の兆候等があった場合、直ちに情報連絡体制を構築  
マニュアル作成に際しては、自然災害や大規模事故などにも共通して活用できる観点から作成

#### ( 2 ) 府内の様々な機関・団体や近隣府県との連携を強化

##### 府内の様々な機関、団体との協力関係の構築

大学、大規模事業者、大規模集客施設、観光関連事業者など、府内の様々な機関や団体との危機管理に関する協力関係を構築

**府民への情報伝達体制の構築** ~ 単独世帯率が全国2位

学生や留学生が多い ~

コミュニティFMやCATV事業者などとの連携強化、IT等を活用した迅速な情報提供システムの構築

**近隣府県の連携強化** ~ 南北に長く、多くの高速道路等が

東西に伸びる地理的特性 ~

近畿府県危機管理連絡会議等の活用、相互応援体制の整備（防災のための相互応援協定等の見直し等）、情報の共有

**市町村との連携強化**

広域振興局を核とした連携体制を構築

(3) 観光旅行者等及び文化財の保護に配慮

**観光旅行者等の保護** ~ 国際観光都市である京都市を抱え、

多くの観光客が訪れる ~

観光旅行者等に対する的確な国民保護措置の実施

- ・ 観光旅行関係団体等との連携による情報伝達体制の整備
  - ・ 観光旅行者等への情報提供窓口の設置等による情報提供体制の構築
- 帰宅困難な観光旅行者等に対する対策（帰宅支援活動等）を検討

**文化財の保護** ~ 世界遺産をはじめ多数の文化財を有する ~

文化財の所有者等との連携強化、被災情報の連絡等

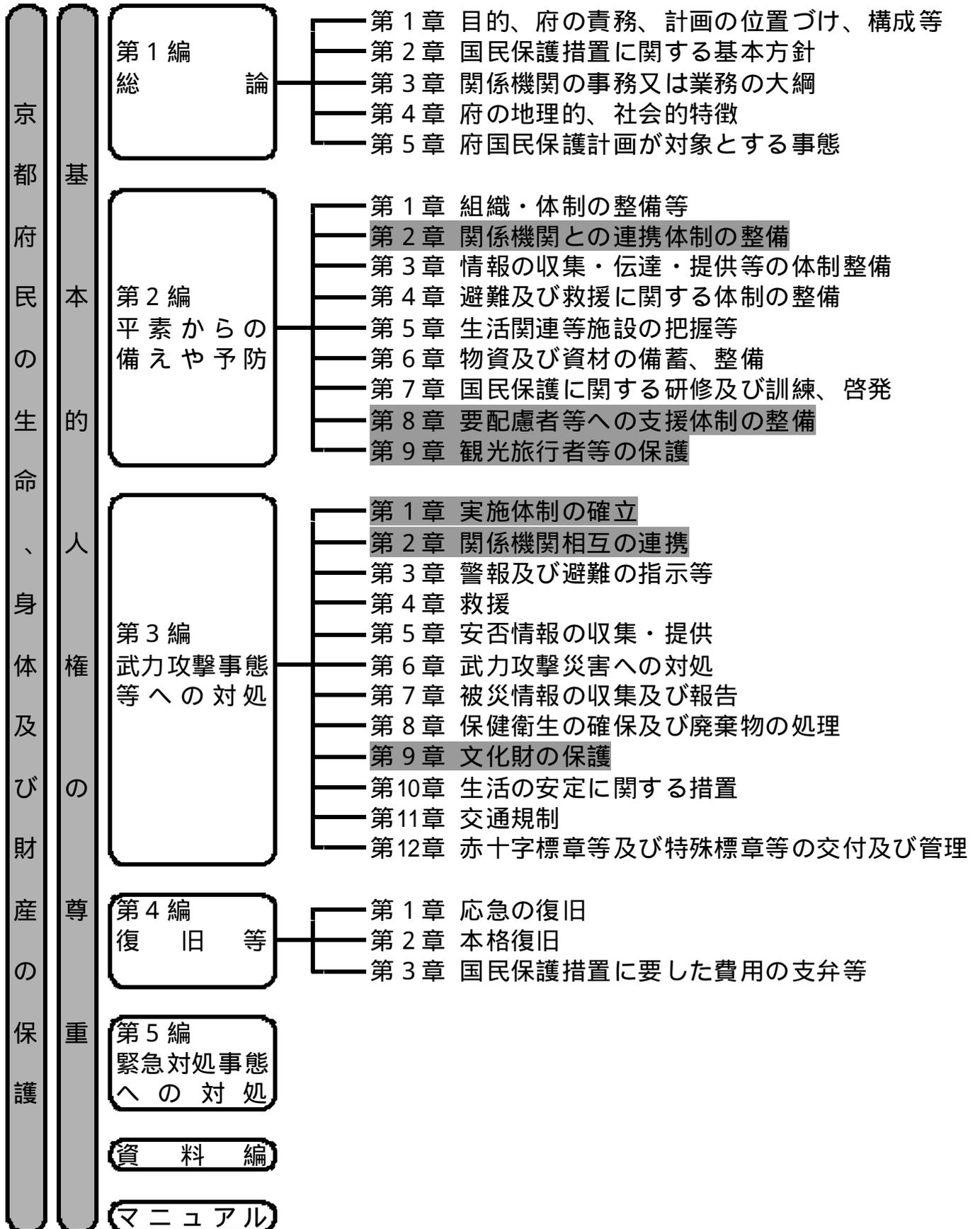
(4) 高齢者、障害者等に配慮

**要配慮者等への支援体制の整備** ~ 台風23号で高齢者等に多数の被害 ~

高齢者、障害者等（要配慮者）への対策

- ・ 要配慮者への情報伝達体制・避難支援体制等の整備、安全確保等
- ・ 言語、生活習慣の異なる外国人への対策
- ・ 関係機関と連携した外国人への支援体制・情報伝達体制の整備等

# 京都府国民保護計画(素案)の構成



# 京都府国民保護計画（素案）の概要

## 第 1 編 総 論

### 第 1 章 目的、府の責務、計画の位置づけ、構成等に関する事項（ 1 ～ 3 頁 ）

世界の恒久平和の実現は京都府民共通の願いであり、平和を維持するため、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何よりも重要。

府は、府民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、府民の生命、身体、財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重しながら、府民の協力を得つつ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要があることを踏まえ、府国民保護計画を策定

国民保護法第 3 4 条の規定に基づき計画を策定。この際、総合的な危機管理機能の強化の観点から、既存の危機管理に関する協定、マニュアル等の武力攻撃事態等への適用の確認や必要な見直しを行い、活用

府国民保護計画は、以下の各編により構成

第 1 編 総 論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急処理事態における対処

併せて、連絡先や統計資料などを記載した資料編を作成するとともに、事務の詳細な手順を定めたマニュアルを作成

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画は、基本指針及び府国民保護計画に基づき作成

武力攻撃事態への対応と自然災害や事故との対応は共通することも多く、府国民保護計画で定めていない事項は、府地域防災計画等で対応

### 第 2 章 国民保護措置に関する基本方針（ 4 ～ 5 頁 ）

国民保護措置を実施するに当たり、法や基本指針に記載された「基本的人権の尊重」や「高齢者、障害者等への配慮」などの留意事項に加え、「外国人への国民保護措置の適用」「観光旅行者等への国民保護措置の適用」を明記

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱(6～9頁)

関係機関と円滑に連携するため、それぞれの機関の果たすべき役割を明確にしておく必要があることから、府、市町村、関係する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の事務又は業務の大綱を記載

### 第4章 府の地理的、社会的特徴(10～11頁)

国民保護措置を適切に実施するため、府の地理的、社会的特徴を以下の項目で記載  
・概況、地形、気候、人口分布、道路・鉄道・港湾の位置等、自衛隊施設

### 第5章 府国民保護計画が対象とする事態(12～13頁)

基本指針において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態の類型等の概略を記載

特に留意する事項として、福井県の原子力発電所に対する攻撃や府域における列車・観光地へのテロ攻撃を記載

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等(15～17頁)

危機管理監において、国民保護に関する総括、各部局間の調整、企画立案等のほか、避難施設の指定等の国民保護法の平素において行う事務を所掌。各部局等は、防災をはじめ様々な危機管理体制の強化に関する業務と併せ、国民保護の業務を実施

防災当直や緊急時指定職員参集制度など、24時間対応可能な体制の確保

国民保護措置の実施に伴う損失補償など権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、総合的な窓口を開設するほか、権利利益に関する文書の適切な保管

市町村は、常備消防体制との連携を図りつつ、24時間対応可能な体制を整備

### 第2章 関係機関との連携体制の整備(18～21頁)

府は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と、防災・危機管理等の既存の連携体制を活用し、相互の連携の強化に努力

#### 国との連携

- ・消防庁、内閣官房、防衛庁との連携を記載
- ・特に、自衛隊との連携強化として、相互の連絡体制の充実、共同訓練の実施

#### 他の都道府県との連携

- ・近畿府県危機管理連絡会議等の活用
- ・既存の相互応援協定(災害)について危機管理・国民保護等にも対応できるよう見直し
- ・避難経路、運送手段、避難施設など国民保護措置を実施するための情報の共有  
現在、近畿2府7県で、相互応援協定の見直し、緊急交通路の近畿圏内の調整などについて調整中

#### 市町村との連携

- ・救援等における役割分担の調整や市町村国民保護計画の協議
- ・広域振興局ブロック毎の「危機管理関係機関連絡会議(仮称)」の設置
- ・市町村長の行うべき国民保護措置の代行に備えた事務手順の策定

#### 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

#### 関係団体等との連携

- ・自主防災組織やボランティア関係団体等との連携
- ・国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、様々な機関や団体と危機管理に関する

## 協力関係の構築

### マニュアルの策定

・「自衛隊への国民保護派遣要請事務手順書」「市町村の事務代行事務手順書」「職員の派遣要請事務手順書」を策定

## 第3章 情報の収集・伝達・提供等の体制整備(22～25頁)

地上系と衛星系の防災行政無線の整備など応急対策を実施するための非常通信を確保

放送事業者である指定地方公共機関のほか、コミュニティFMやCATVなどと連携を強化し、府民に対する確かつ迅速な情報提供体制の整備

市町村との役割分担を考慮し、学校や病院など多数の者が利用する施設等を通じた府民への警報の伝達等が実施できる連絡体制を構築（警報・・・基本的には府が通知）

市町村から報告や府自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供できるよう、安否情報に係る事務処理体制の整備

市町村は、警報の伝達等住民への情報伝達体制の整備に努めることとし、安否情報や被災情報の収集・報告に必要な準備

### マニュアルの策定

- ・警報等の情報の通知、伝達方法等について「情報伝達マニュアル」
- ・安否情報の収集・提供方法について「安否情報収集・提供に係る事務マニュアル」

## 第4章 避難及び救援に関する体制の整備(26～30頁)

避難の指示や救援に関する措置が迅速かつ適切に実施できるよう、必要な基礎的資料の整備（避難路一覧、輸送力一覧、避難施設一覧など）

電気通信事業者や医療関係団体等から必要な協力を得られるよう、協議・連携

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力等を把握するとともに、避難住民や緊急物資の輸送の実施体制の整備に努力

府警察は、自然災害時の体制を活用し、住民等の避難路や緊急交通路を確保するなど、広域交通管理体制の整備に努力

避難施設については、市町村と連携し、地域の実情を踏まえ、災害対策基本法に基づき指定されている施設を中心に、学校、公園、地下街等の施設を指定

避難施設の情報データベースに整理し、国、市町村、関係機関と情報の共有化

迅速な救急・救助活動が実施できるよう、府警察・消防機関・医療機関相互の連絡・連携体制の整備に努力

市町村は、府や府警察等と緊密な意見交換を行い、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成

マニュアルを策定

- ・避難誘導支援マニュアル
- ・多数の負傷者発生時の対処マニュアル
- ・救援実施マニュアル（救援の実施方法、医療の実施の要請、救援の際の物資の売渡し等に係る事務手順書）

## 第5章 生活関連等施設の把握等(31～33頁)

府内に所在する生活関連等施設（国民生活に関連を有する施設（ダム、発電所、鉄道施設等）や危険物質等（火薬類、毒劇物等）の取扱施設等）の状況を把握するとともに、府警察、舞鶴海上保安部等と緊密な連携の確保

府警察・舞鶴海上保安部等と連携し、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点の周知するとともに、安全確保対策の実施を要請

府が管理する生活関連等施設等について、警戒を強化する等の安全の確保

## 第6章 物資及び資材の備蓄、整備(34～35頁)

食料や毛布など救援に必要な物資や資材の備蓄については、原則として防災のための備蓄と相互に兼ねて整備

府は、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服などの資機材や特殊な医薬品等について、国の備蓄の状況等を踏まえ、調達体制を整備し、必要に応じ府において備蓄するとともに、市町村、近隣府県、企業などとの相互融通に努力（例：天然痘ワクチン、安定ヨウ素剤等は、国が基本的に整備）

## 第7章 国民保護に関する研修及び訓練、啓発(36～38頁)

府職員の危機管理能力の向上に資する研修の実施

防災訓練との有機的な連携を図りながら、国・市町村・関係機関と共同して、国民保護措置に関する訓練の実施

国、市町村等と連携を図り、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、啓発等を実施

## 第8章 要配慮者等への支援体制の整備(39～41頁)

平成17年3月に国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び地域防災計画を踏まえ作成

### 要配慮者に対する支援

- ・防災行政無線を活用し市町村へ迅速な情報伝達を図るとともに、放送事業者との協力関係の構築やITを活用した情報伝達システムを構築し、市町村を支援
- ・市町村と連携して、社会福祉施設等に緊急入所ができる体制の確立や要配慮者の特性に配慮した避難所運営や福祉避難所の設置整備に努力
- ・市町村は、自主防災組織や社会福祉協議会など福祉関係機関・団体等と連携して、要配慮者に係る所在の把握、情報伝達、避難計画の策定などに努力

### 日本語の不自由な外国人に対する支援

- ・市町村とともに、府国際センターをはじめとする国際関係団体、大学、在外公館等との連携を強化し、地域全体で外国人を支援する体制の構築に努力
- ・警報などの情報の多言語化の促進や外国語放送を実施している放送事業者へ放送の要請など情報伝達体制の構築、言語・生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努力

## 第9章 観光旅行者等の保護(42頁)

観光旅行者等に対し、的確かつ迅速に情報を伝達できるよう、市町村と連携し、観光関係団体等を通じた宿泊施設等からの情報伝達体制及び公共交通機関やコンビニエンスストア等からの情報伝達体制の整備に努力

市町村と連携して、帰宅困難な旅行者に対する相談窓口や帰宅支援活動について検討するとともに、一時的な滞在場所の確保等について国等と連携して検討・協議

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 実施体制の確立（43～52頁）

#### 第1 事態認定前における初動体制

##### 情報連絡体制

###### 体制設置の基準

- ・府内における武力攻撃の兆候の通報があった場合
- ・他府県での武力攻撃災害と疑われる事案の発生などを把握した場合

###### 体制

危機管理監をトップに、危機管理調整会議委員等（各部局次長、総務主幹等）、企画理事付職員、関係課職員が参集

###### 役割

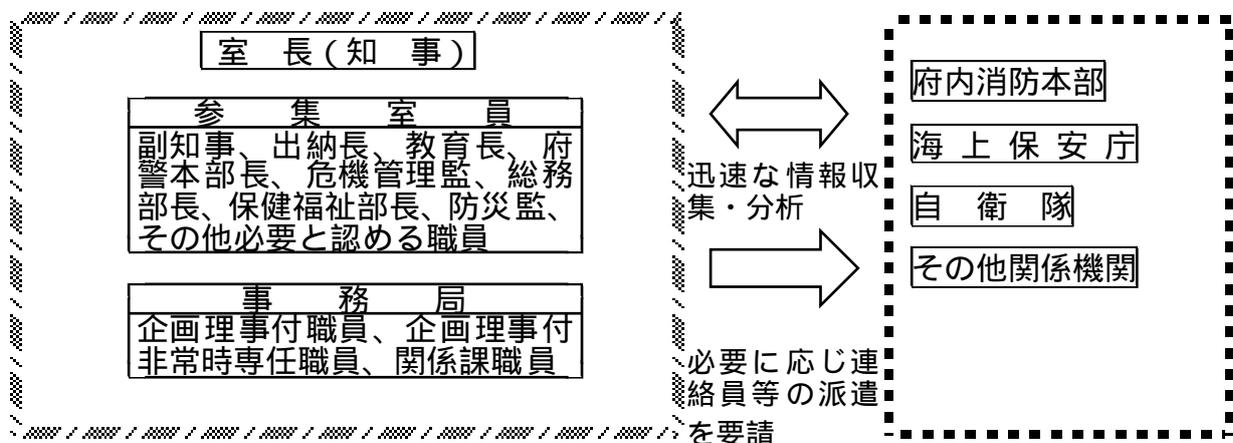
- ・事案の概要の知事への報告
- ・府危機管理調整会議を開催し、「情報の収集・分析」「府民への広報や報道対応」「必要な初動措置」に関することを協議・検討
- ・京都府危機管理関係機関連絡会議構成機関などとの連絡調整
- ・収集・整理した情報を適宜、知事に報告し、必要に応じ指示を仰ぐ。

##### 緊急事態連絡室の設置

###### 体制設置の基準

- ・府内において武力攻撃災害と疑われる事案の発生を把握した場合
- ・近隣府県で武力攻撃災害と疑われる事案が発生し、避難住民の受入などの準備を行う必要がある場合

###### 体制 府緊急事態連絡室の構成



## 役 割

- ・府緊急事態連絡室の設置等について、消防庁を經由して国に連絡
- ・国、府警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じた情報収集及び国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対する情報提供
- ・関係機関により講じられる災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置の情報を収集・分析し、被害を最小化
- ・国や他の都道府県に対する支援要請

府緊急事態連絡室を設置した後に、国において事態認定が行われ、知事に対し、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合、直ちに府国民保護対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、府緊急事態連絡室を廃止

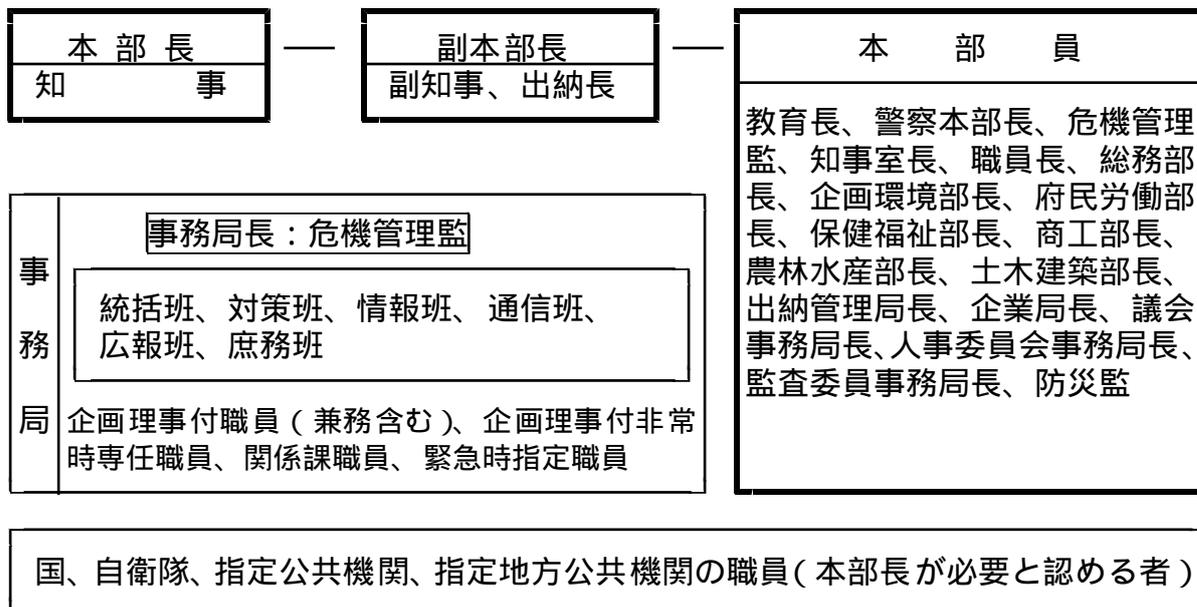
## 第2 事態認定後の体制

### 府国民保護対策本部の設置

#### 体制設置の基準

- ・国から国民保護対策本部の設置の通知を受けた場合
- ・災害対策本部を準用し、被害の状況に応じ、職員を動員

#### 体 制



府対策本部に危機管理監を事務局長とした事務局の設置及び班の設置、機能について記載

必要に応じ、現地対策本部や各府広域振興局管内ごとの府対策支部を設置

## 役 割

対策本部会議において以下の事項を協議・調整し、国民保護措置を総合的に実施

- ・ 国民保護措置の実施に関すること
- ・ 市町村、指定公共機関等への応援に関すること
- ・ 国、他府県への応援の要請に関すること
- ・ 被災状況や国民保護措置の実施状況などの情報の収集・伝達に関すること
- ・ その他重要な国民保護措置に関すること

府の区域における国民保護措置を総合的に推進するため府対策本部長の権限を一覧表で記載

## 第2章 関係機関相互の連携（53～58頁）

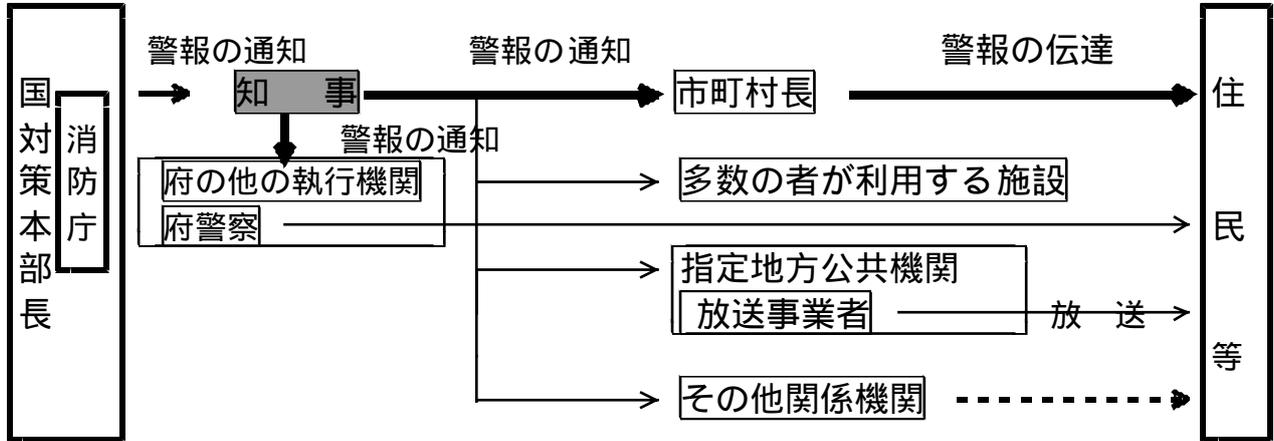
国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、

- ・ 国の対策本部との連携
- ・ 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請
- ・ 自衛隊の部隊等の派遣要請等
- ・ 都道府県間の応援、事務の委託
- ・ 指定公共機関、指定地方公共機関との連携
- ・ 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
- ・ 市町村に対する応援等
- ・ ボランティア団体等に対する支援等
- ・ 府内の様々な団体、機関への協力要請  
等、相互の連携を円滑に進めるための事項を記載

### 第3章 警報及び避難の指示等 (59~76頁)

#### 第1 警報の通知及び伝達

**警報の通知の主な流れ**

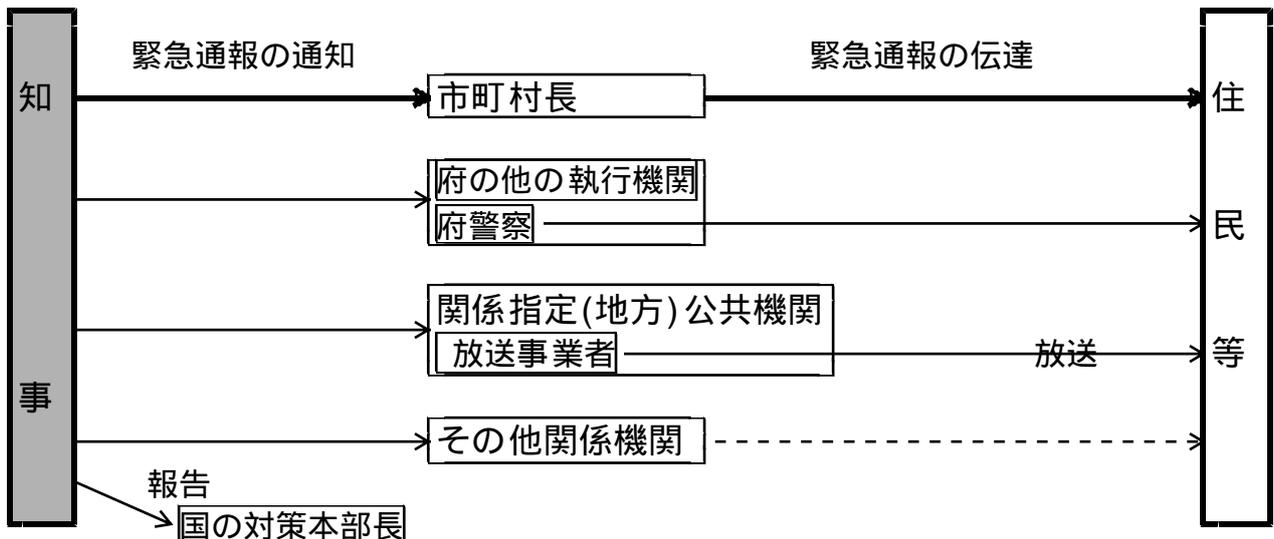


国の対策本部から発令された警報についての、市町村などの関係機関への通知及び府民への伝達の手順を記載

特に、学校、病院、駅その他多数の者が利用する施設への情報伝達及び各種広報媒体、防災・防犯情報メール配信システムの活用などにより、府民への的確かつ迅速な情報の伝達に努力

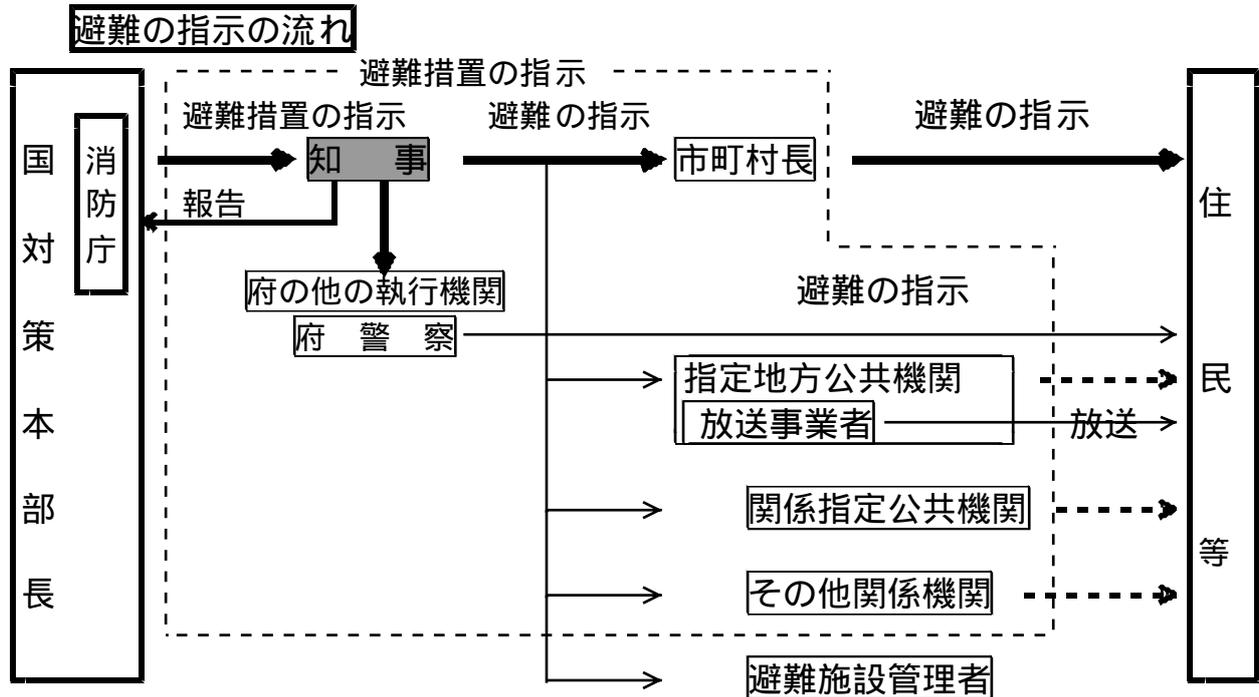
#### 第2 緊急通報の発令

**緊急通報の流れ**



国の警報の発令がない場合においても、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合においては、府は武力攻撃災害の兆候等の情報や事態の緊急性を考慮し、警察や市町村の意見を踏まえ「緊急通報」を発令。また、緊急通報に係る関係機関への通知、府民への伝達手順を記述

### 第3 避難の指示等



避難の指示の事務の流れを以下のとおり時系列で記載

#### 避難措置の指示の関係機関への通知

避難の指示に際しての調整（関係機関との協議、避難が必要な地域の拡大設定、避難における交通手段の設定など）

住民避難の交通手段として、原則、徒歩、公共交通機関とするが、地理的条件や事態の状況などを考慮し、府警察と協議した上で、自家用車を交通手段として示す旨  
明記

指示の内容の決定（要避難地域、避難先地域、住民の避難に関して関係機関が講ずべき事項、主な避難経路、避難のための交通手段）

#### 府域を越えた避難の場合の調整

避難に当たっての配慮事項として、「大都市における住民の避難」「自衛隊施設周辺地域における住民の避難」「動物の保護等」を記載

国が示す武力攻撃事態、NBC攻撃及び緊急対処事態の避難における特徴等については、一覧表で整理

避難住民を誘導するため、市町村が作成する「避難実施要領」についての留意事項

府の避難住民の誘導の支援等として、以下の各項目ごとに支援の内容を記載

- ・市町村の避難実施要領策定の支援
- ・市町村による避難誘導の状況の把握
- ・市町村による避難住民の誘導の支援や補助
- ・広域的見地からの市町村の要請の調整
- ・市町村への避難誘導に関する指示
- ・国及び他の地方公共団体への支援要請
- ・内閣総理大臣の是正措置に係る対応
- ・輸送手段の確保 府の輸送手段の確保における役割等を明記
- ・指定公共機関及び指定地方公共機関による運送の実施
- ・避難住民の誘導への協力

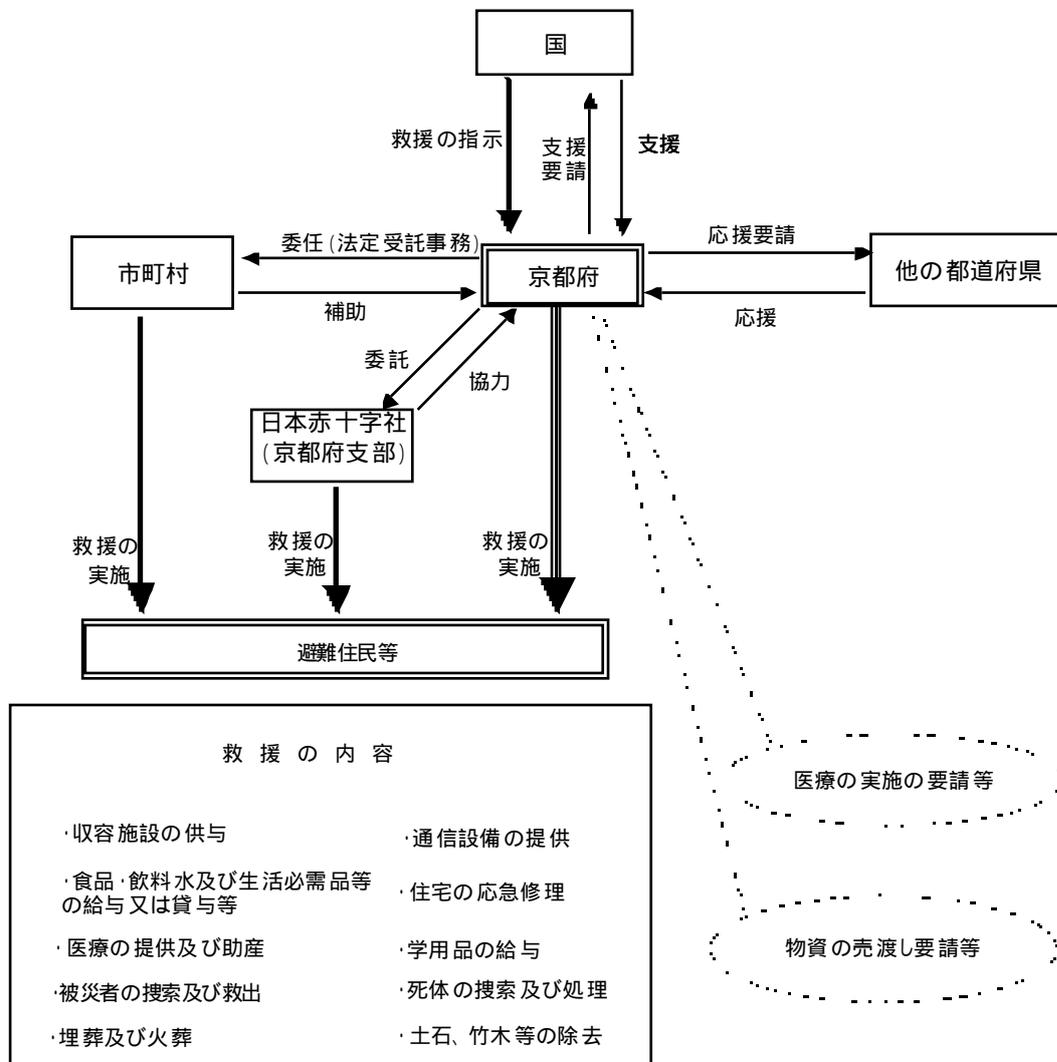
病院、福祉施設等自ら避難することが困難な者が在所する施設の管理者による、車椅子等による移動の補助など、円滑な避難を実施するための必要な措置の要請

避難の指示の解除及び住民復帰のための措置

避難住民の誘導を円滑に実施するための手順等詳細について「避難誘導支援マニュアル」を策定

## 第4章 救援 (77～86頁)

### 救援イメージ図



救援の実施については、国の対策本部長からの救援の指示を受けたとき、又は当該指示を待ついとまがないときに、関係機関の協力を得て、救援を実施

関係機関との連携について、「国への要請等」「他の都道府県知事に対する応援の求め」「市町村との連携」「日本赤十字社京都府支部との連携」「緊急物資の運送の求め等」「避難住民等への協力要請」の各項目ごとに記載

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(厚生労働省告示)」に基づき、府が実施する避難所や応急仮設住宅の供与や医療の提供などの救援の内容や主な留意点について記載

救援を実施するに際して、要配慮者及び言語、生活習慣の異なる外国人への配慮について記載

応急救護用医薬品、医療資機材等については、防災のために備蓄しているものを活用するとともに、府立病院における医療の実施及び府内医療機関に対する医療活動の協力要請等、医療の確保に努力

医療の実施や救援の際の物資の売渡しを関係者等に要請するに当たり、正当な理由なく応じない場合について、緊急の必要があり、やむを得ない場合のみ、医療の指示や収用等を実施できる旨記載

## 第5章 安否情報の収集・提供（87～89頁）

安否情報の収集及び提供の実施に当たっては、その緊急性や必要性を考慮し行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答については、個人情報保護及び報道の自由に十分に配慮し、実施

安否情報についての収集、整理方法、総務大臣に対する報告、安否情報の照会に対する回答方法を記載

外国人の安否情報について、日本赤十字社京都支部に対し個人の情報の保護に配慮しつつ提供

「NTT災害用伝言ダイヤル」や「被災者情報登録検索システムI A A」など災害時の安否情報の伝言システム等の活用

## 第6章 武力攻撃災害への対処（90～103頁）

### 第1 武力攻撃災害への対処

国全体の方針に基づき、所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講じるほか、府自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を実施

武力攻撃災害の兆候を把握した場合、適時に、国の対策本部、府危機管理対策関係機関連絡会議の構成機関をはじめとする関係機関に伝達

生活関連等施設の安全確保のため、「施設の安全確保の措置状況の把握」「府が管理する施設の安全確保」「府警察の支援」「立入制限区域の指定の要請」「国の対策本部との緊密な連携」「国の方針に基づく措置の実施」の各項目に分けて記載

危険物質等の保管場所が武力攻撃等を受けた場合、周囲に甚大な被害をもたらすことから、当該取扱所に対する警備強化の求めや使用停止又は制限、危険物質等の製造、引き渡し等の禁止等の措置ができる旨記載

## 第2 応急措置等

武力攻撃災害から住民の生命、身体等に対する危険を防止するため、以下の応急の措置を記載

「退避の指示」( 目前の危険を逃れるための一時的な避難 ) 「警戒区域の設定」について、府、市町村、警察等の主体ごとの実施手順等を記載

武力攻撃災害への対処を実施するに当たり、緊急の必要があると認めるときは、物件の一時使用や除去などの応急公用負担を実施できる旨記載

知事及び消防庁長官からの消防に対する指示への対応等について記載

消火、救急、救助活動のため緊急の必要があるときは、安全の確保に十分配慮し、住民に協力を要請する旨記載

退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担を円滑に実施するため、手順等詳細についてのマニュアルを策定

## 第3 武力攻撃原子力災害への対処

関西電力高浜原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合の対処については、原則として地域防災計画（原子力発電所防災計画編）等に準じた措置を講ずる旨記載

生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置として、以下の項目ごとに記載

- ・放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
- ・武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携
- ・モニタリングの実施
- ・住民の避難等の措置
- ・国への措置命令の要請等
- ・安定ヨウ素剤の配布
- ・食料品等による被ばくの防止
- ・要員の安全の確保。

## 第4 NBC攻撃による災害への対処

NBC攻撃による災害への対処は、国による基本的な方針を踏まえた対応を基本とするが、府の対処の現場における初動的な応急措置について、以下の項目ごと記載

- ・ 応急措置の実施
- ・ 国の方針に基づく措置の実施
- ・ 関係機関との連携
- ・ 汚染原因に応じた対応
- ・ 知事及び府警察本部長の措置、手続

NBC 攻撃による災害等に対処するため、マニュアルの策定、既存のマニュアルの改訂

## 第 7 章 被災情報の収集及び報告（104～105頁）

国、府、市町村が相互に被災情報を共有し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、府の被災情報の収集及び報告について、火災・災害時即報要領に基づき実施する旨記載

## 第 8 章 保健衛生の確保及び廃棄物の処理（106～108頁）

避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、府地域防災計画に準じて保健衛生を確保

廃棄物の処理については、府地域防災計画に準じて、「震災廃棄物対策指針」等を参考としつつ、廃棄物処理体制の整備を支援

## 第 9 章 文化財の保護（109～110頁）

府は関係機関等と連携・協力して、京都が有する世界遺産をはじめとする多数の文化財（国指定の重要文化財等及び府指定・登録文化財等）を守るための必要な措置を実施

平素における文化財の所有者・管理団体等との連携の強化

文化財の被災情報を速やかに市町村、文化財管理団体及び所有者等へ連絡。これらの機関・団体等は連携し、必要な措置を実施

武力攻撃災害により被災した文化財の保護の措置について記載

「重要文化財に関する命令又は勧告の告知等」、「国宝等の被害を防止するための措置の施行」などの特例措置を記載

## 第 10 章 生活の安定に関する措置（111～114頁）

物価の安定や生活関連物資等の適切な供給等に必要な以下の措置を実施

- ・生活関連物資等の価格の調査・監視等
- ・「買占め等防止法」「国民生活安定緊急措置法」「物価統制令」に係る措置

避難住民等の生活安定等を図るため、以下の項目の措置を必要に応じ実施

- ・被災児童生徒等に対する教育
- ・公的徴収金の減免等
- ・就労状況の把握と雇用の確保
- ・生活再建資金の融資等
- ・心の健康対策
- ・風評被害の防止・軽減

府及び指定地方公共機関による生活基盤等の確保について記載

## 第 1 1 章 交通規制（115～116頁）

武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置を実施するために必要な交通規制に関する事項を記載

## 第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理（117～118頁）

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理に関する事項を定め、また、啓発に努めることを記載

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧（119～120頁）

府が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が生じたときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のための必要な措置を実施。また、国に対し、必要な応援を要請

ライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のための支援の要請があった場合には、所要の措置を実施し、ライフライン施設の応急の復旧を実施

府対策本部長は、広域的な避難住民の運送等を行うため優先的に確保すべき輸送路について、応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を実施するとともに、府管理の道路、港湾施設の復旧を実施

### 第2章 本格復旧（121頁）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備され、国全体としての方向性が決定されることから、府は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等（122～123頁）

国民保護法の規定に基づき、必要な損失補償、実費弁償、損害補償及び損失の補てんを実施

国民保護措置の実施に要した費用で府が支弁したのものについては、国民保護法の規定により原則として国が負担することとされていることから、国が定めるところにより、国に対し負担金の請求

国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手順等について、別途マニュアルを策定

## 第5編 緊急処理事態への対処（125頁）

「緊急処理事態」とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態とされ、大規模なテロを想定

緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて実施

緊急処理事態と通常の特ロは、発生当初においては、区別が困難なことも想定され、府は、切れ目のない対応が実施できるよう、重大テロ対処マニュアルの改訂